

令和5年大和市農業委員会第5回総会議事録

令和5年5月24日（水）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 古木利明委員	10番 遠藤一直委員
2番 柏木明委員	11番 田邊義之委員
3番 渡邊カク委員	12番 木村賢一委員
4番 青木裕一委員	13番 上野岩雄委員
6番 長谷川慶太郎委員	14番 保田嘉一委員
7番 池田俊一郎委員	15番 岩崎敏博委員
8番 山口喜充委員	16番 荒井隆幸委員
9番 眞壁浩二委員	

2. 本日の欠席委員

5番 小川道子委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	村瀬 知一
次長	佐藤 祐介
主査	富田 規裕
主査	中川 雅美

4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第20号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第4 報告第21号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

- 日程第5 報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出
について
- 日程第6 報告第23号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 日程第7 議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請につ
いて
- 日程第9 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用
地利用集積計画について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

- 報告第20号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第21号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について
- 報告第23号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請について
- 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積
計画について

午前10時 開会

○議長 ただいまの出席委員は15名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和5年5月大和市農業委員会第5回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、4番、青木裕一委員、6番、長谷川慶太郎委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

○議長 日程第2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料1ページをごらんください。

4月26日、やまと産業フェア正副会長会が開催され、柏木会長が出席されました。

4月28日、第46回大和市民まつり第3回役員会及び第2回実行委員会が開催され、眞壁職務代理が出席されました。

5月9日、県央地区農業委員会連合会通常総会が開催され、柏木会長が出席されました。

5月13日及び14日、第46回大和市民まつりが開催され、眞壁職務代理が実行委員として参加されました。

5月17日、令和5年度第86回神奈川県常設審議委員会が横浜市で開催され、柏木会長が出席されました。

5月18日、柏木会長、眞壁職務代理、遊休農地対策部会から山口部会長、田邊副部会長が市長を訪問いたしました。

同日、令和5年度第1回大和市都市計画審議会が開催され、柏木会長が出席されました。

5月22日、大和市地場農産物消費拡大推進協議会通常総会が開催され、眞壁職務代理が出席されました。

5月23日、令和5年度大和市民朝霧市推進委員会総会が開催され、柏木会長が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件について、ご意見等何かございますか。
眞壁委員。

○眞壁委員 ご説明あったとおり、4月28日に第46回大和市民まっりの最終役員会、実行委員会がありまして出席し、前年決算報告及び当日の今までの進捗状況、また当日の役員のスケジュール等々を話して終わりました。

5月13・14日の2日間ございますが、第46回大和市民まっりに参加いたしました。当日は雨模様だったのですけれども、初日3万、2日目6万、約9万人の人出ということでございました。市民がイベントを待っていたということで、雨模様にもかかわらずたくさんの人にお出でいただいたのではないかとことです。

なお、新市長もごあいさつの中で、ぜひ来年はパレードというお話もございました。

それから、5月22日ですけれども、地場農産物消費拡大推進協議会通常総会、これも3年ぶりに行われまして、議案の承認の後、大和の大豆加工品できなこ玉というものがありまして、ご存じかもしれませんが、こちらを紹介され、市民まつりでも結構販売されたということでございます。

また、学校給食の野菜の納入がどのようになっているかということもお聞きしましたが、年々納入量は増えておるのですけれども、種類によっては全く納入されないものもあるという、いろいろ問題点もあるそうですが、そのようなお話をいただきました。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、私から報告いたします。

4月26日、やまと産業フェア正副会長会が大和商工会議所で行われました。主な内容としては、開催日時、11月11・12日の土日で決定されております。ただ、土曜日の時間を30分短縮いたしまして15時30分までとする。そして、農業出店会場については、昨年どおり中央1号公園を予定しております。やまと公園の利用案も出されましたけれども、これについては引き続き検

討するということで、農業会場については分散しないほうがよいという意見がありました。実行委員長は、商工会議所、片倉副会頭に決定されました。

5月9日、県央地区農業委員会連合会通常総会ですが、今年度から当番市ということで、市の第6会議室で開催されました。来賓に神奈川県農業会議の総務部長、顧問をお願いしております県央地域県政総合センターの農地課長を招き、7市町村の会長職務代理、事務局長の出席のもと、総会を行いました。

5月17日、第86回神奈川県常設審議委員会の主な議事内容ですけれども、農地法第5条の規定に基づく諮問が5件ございました。転用目的は、資材置場兼駐車場が4件、営農経済センター建設に絡む案件が1件でございました。いずれも原案どおり答申する手続をとることで決定がされました。

5月18日、市長訪問ですけれども、記載のとおりです。あいさつをしてきました。

5月18日、第1回大和市都市計画審議会の議題につきましては、中央森林東側地区の市街化区域編入中間報告で、今回の中間報告では、地区計画の認定基準、これはまだ未調整でございますけれども、これらについて報告がされました。

なお、地域区分については、3月16日市都市計画審議会の答申を受けまして、市の案として、4月14日に決定権者である神奈川県に申出済みの報告がございました。

5月23日、大和市民朝霧市推進委員会総会に出席をいたしました。その中で、朝霧市、特に引地台公園会場の出展者、そして、来場客が減少しているということで、場所の変更、時間の変更等検討する必要があるのではないかという意見が出されておりました。

長くなりましたけれども、以上でございます。

何かございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第20号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、報告第20号についてご説明いたします。

議案書の1ページの1件がありました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

説明は以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長　質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　日程第4、報告第21号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第5、報告第22号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それではご説明します。

報告第21号については議案書2ページの1件が、報告第22号については議案書3ページの1件がございました。案内図は総会資料の3から4ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員　報告第22号についてですけれども、本件の最初の土地の北側に、恐らく畑地だとは思いますが、こちらはどのような利用状況になっているでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　現状、砂利敷の通路ということで管理されております。

○議長　長谷川委員。

○長谷川委員 では、そこは農地ではないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 そういう認識しております。

○議長 ほかに質疑、ご意見ございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第6、報告第23号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてを議題に供します。

受付番号1番について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第23号、受付番号1番についてご説明いたします。議案書は4ページ、案内図は総会資料の5ページになります。

最初に、資料の訂正がございます。議案書4ページ、受付番号1の備考をごらんください。2行目に「被相続人との続柄」ということが書いてありますけれども、今回、故障認定になりますので、「被相続人」を「買取り申出事由の生じた者」と読み替えていただくようお願いいたします。

それでは、説明に入ります。

生産緑地を所有していた申出人の夫が、令和4年末に自宅で転倒し股関節を故障、歩行困難となり入院しました。寝返りでも脱臼する状況で、回復の見込みがないとの診断書が提出され、農政課が面談した結果、3月22日に故障認定に至りました。申出人の夫の故障により農地の維持管理ができないことから、申出人が、生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取り申出を行うために買取り申出事由の生じた者の主たる従事者証明を願い出たものです。申出人の夫は、故障する直前まで農業に従事していたことから、主たる従事者であると判断できます。現地は保全管理がなされています。

については、古木委員と令和5年4月10日に現地を確認の上、長男とお会いして、主たる従事者であることを確認し証明したものです。

以上です。

○議長 次に、受付番号2番について、事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、報告第23号、受付番号2番についてご説明いたします。議案書は4ページ、案内図は総会資料の6ページになります。

生産緑地を所有していた被相続人が令和4年11月1日に死亡したことにより、相続人である子が、生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。本件の被相続人は、農地としての管理運営を亡くなる直前まで自ら行っていたことから、主たる従事者であると判断できます。現地は肥培管理がなされています。

については、荒井委員と令和5年4月17日に現地を確認の上、申出人の母にお会いして、被相続人が主たる従事者であったことを確認し証明したものです。

以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。

受付番号1番について、お願いします。

○古木委員　事務局の説明のとおり、4月10日に私と事務局で現地を確認いたしました。現地は管理されていました。また、申出人の夫が農業従事者であることは確認しており、やむを得ないと思います。

○議長　ありがとうございました。

次に、受付番号2番について、荒井委員、お願いいたします。

○荒井委員　事務局の説明のとおり、4月17日に私と事務局で現地を確認しました。現地は管理されていました。また、申出人の父が農業従事者であったことは確認しており、やむを得ないと思います。

以上です。

○議長　ありがとうございました。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長　質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

日程第7、議案第12号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第12号をご説明いたします。議案書5ページ、資料は8から9ページをごらんください。

申請内容は記載のとおりでございます。申請地の位置図は、総会資料8ページの斜線で示しております。地目は畑で、現況は畑となっております。転用目的は、資材置場です。今年1月に横浜市及び茅ヶ崎市の2拠点を統合して大和支店を設置した東京都立川市に本社を置く造園業の法人に貸し出す計画です。当該法人の大和支店の住所は上和田の市街化区域内にあり、申請地との距離は約1.25kmと車で5分程度の位置関係であり、国道467号に近いことから位置としては妥当であると考えます。2tダンプ4台分の駐車スペース、小型油圧ショベル4台、パレットに乗せた外構工事用のコンクリートブロック等の資材置場の計画であり、面積についても妥当であると考えます。

なお、申請地は県立高校南側に位置しており、接道は通学路であることから、登下校の時間帯を避ける車両通行の配慮が含まれた事業計画書が提出されております。被害防除として、周囲をコンクリートブロック2段積みの擁壁で囲い、土砂等の流出を防ぎ、砂利敷仕上げとし、雨水は敷地内浸透処理する計画です。

農地の区分は、おおむね半径500m以内に公共施設が2つ以上あり、水道、ガス管の2種が埋設されている幅員4m以上の道路に接していることから、第3種農地と判断いたしました。

令和5年5月2日に、申請人、代理人、木村委員と事務局で現地にて確認を行っております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。

木村委員、お願いします。

○木村委員 5月2日に私と事務局で今回の申請人、代理人とお会いいたしまして、現

地を確認いたしました。内容につきましては、今、事務局から説明があったとおりであります。本申請の意思確認をして、造園業工事のための資材置場として利用していく旨の返答を受けました。また、現地の境界、周辺への被害防除等につきましては、申請人から直接確認することができました。そういうことで、今回の件につきましてはやむを得ないものと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見、ございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第12号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを採決いたします。

本件を許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第12号は、許可相当とすることに決定いたしました。

○議長 日程第8、議案第13号、農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第13号についてご説明いたします。議案書6ページ、資料は10から11ページをごらんください。

申請地及び申請者は議案書記載のとおりです。申請地の位置図は総会資料10ページの斜線で示しております。登記地目は畑で、現況も畑です。転用目的は、貸資材置場です。不動産業を営む譲受人は、相模原市の土木業法人より、事業拡大に当たり県央地域での借地を探してほしいとの依頼をかねてから受けており、県道467号にも出やすく地形のよい当該申請地を選定しました。依頼した土木業法人は、今回の申請地を利用したい旨の要望書を提出しております。

また、譲渡人が高齢で通作困難であることから、当該申請地は毎年管理不足で、農地パトロールにおいて指摘を受けております。また、譲渡人は、市内にほかに貸し出し可能もしくは売却可能な土地を所有しておりません。国道467号に近いこと、予定する借人の要望に沿った県央に位置していることから、立地については妥当であると考えます。4 t ダンプ3台分の駐車スペース、バックホー2台の置場、砂及び砂利置場、足場、型枠等の資材置場、荷下ろし作業場所を含めると面積についても妥当であると考えます。被害防除として、周囲をコンクリートブロック2段積みの擁壁で囲い、土砂等の流出を防ぎ、砂利敷仕上げとし、雨水は浸透ます及び浸透トレンチを設置し敷地内処理する計画です。

なお、申請地の周辺に農地はなく、国道へ至る経路に一部道幅が狭い箇所があること、及び隣接住民への配慮が含まれた理由書が提出されております。農地の区分は、おおむね半径500 m以内に公共施設が2つ以上あり、水道、下水、ガスの3種が埋設されている幅員4 m以上の道路に接していることから、第3種農地と判断いたしました。

5月12日に、地元の荒井委員と事務局とで、譲渡人、譲受人の代理人立ち会いのもと現地等の状況を調査いたしました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いいたします。

荒井委員、お願いします。

○荒井委員 5月12日に、現地にて事務局と私で代理人にお会いし、現地を確認いたしました。内容は事務局の説明のとおりです。本申請の意思確認をし、土木業法人のための貸資材置き場として利用していく旨の返答を受けました。今回の転用についてはやむを得ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員　今回、貸露天資材置場ということですが、これを利用するのは、譲受人が利用するのですか、それとも、譲受人がまたどこかに貸し出すような形ですか。

○議長　事務局。

○事務局　譲受人は不動産業でいらっしゃるしまして、貸出先が既についている案件で、こちらのほうを買取りして貸資材置場に造成して貸すという形での申請になっています。

○議長　長谷川委員。

○長谷川委員　貸出先の方は購入する意図というのは特にはないのですか。

○議長　事務局。

○事務局　あくまで購入ではなく、借りたいということで探してほしいということで、大分お探しされていたようです。

○議長　長谷川委員。

○長谷川委員　借りるのであれば、その業者と直接で、不動産業者を通さなくてもいいような気がするのですけれども、そういう仲介をしているという認識でいいのですか、この譲受人の方は。質問をちょっと変えます。

確認ですけれども、譲受人の方は、あくまでも土地を購入して、それを資材置場として貸し出すという認識でいいのですね。

○議長　事務局。

○事務局　はい、そのとおりです。

○議長　ほかに。木村委員。

○木村委員　同じ確認ですけれども、この譲受人が所有権を買い取って、この方が別のところに貸すと。その借りる方は、資材置場で、4 t ダンプ 3 台、それと 2 段積みのブロックで周りを囲うと、そういうことですね。別段周辺には迷惑はかけないということで、それは確認させてもらった段階です。

あと 1 点、ここは、説明にもありましたように道路が非常に狭いのですね。すれ違いができない。普通車でやっと、どこか前後で待たないとすれ違いできないので、ぜひ、これはお願いですが、道路が狭いので、極力すれ違いできるよ

うに少しセットバックしてほしい。その2段積みのブロックも含めて、また、周りも恐らく囲い等をやるのではないかと思うのですが、その辺、買取りの譲受人の方と借受人も含めて、それを市のほうから、事務局のほうからぜひともお願いしていただきたいということで、これは要望です。

○議長 事務局。

○事務局 計画では、南北に走る道路と東西に走る道路の接している部分については、セットバックされる予定の計画書が出ております。

○議長 木村委員。

○木村委員 セットバックが、例えばどのぐらい、南北、東西含めてなのだけれども、どのぐらいやってくれるのか。今、すれ違いできない内容なので、そういうことで、極力、恐らく買い取って貸すということで一時的なものではないと思うので、長期間そういう形で貸すようなことになると思うのでね。この辺は、近くに病院があったり、住宅も国道のほうを含めましてかなり密集している場所ですので、ここは国道からの抜け道みたいな場所にもなっていますので、非常に車両が年々増えています。そういうことも含めまして、ぜひとも買取り、そしてまた資材置場として借りるこちらの方には、市のほうから、地元の要望といたしますか、そういうことで強くお願いというか要請をぜひしていただきたいと思います。

以上。

○議長 よろしいですか、事務局。では、要望ということで伝えていただきたいと思います。

ほかに。田邊委員。

○田邊委員 貸出先の土木業法人ですけれども、本社はどちらになられるのですか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは相模原市になります。

○田邊委員 そうすると、近くに営業所とかはないのですか。

○議長 事務局。

○事務局 ありません。

○田邊委員 ということは、そちらの相模原市から資材置場を管理するということでよ

ろしいのですか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらに置場をつくって、県央のほうの仕事を受注するという計画だそうです。

○田邊委員 では、常時いるわけではないのですね。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりです。

○田邊委員 あともう1点、木村委員からお話があったのですけれども、譲受人と貸出先の契約ですが、期間とかはわかりますか。

○議長 事務局。

○事務局 一応お聞きしているのは、永年という形で伺っています。

○議長 よろしいですか。

ほかには何かございますか。田邊委員。

○田邊委員 仮にですけれども、契約期間が永年から短期に変わって解除になったとき、仮にですよ、これは、例えば譲受人が、こちらは3種なので住宅とか開発をかけるとき、許可とかはもう要らないのですかね。資材置場として今回許可なので、利用が終わって、今回の取得する譲受人が住宅を建てますといったときに、別に、もう農地ではないので、農地法の許可は要らないから、そのままご自由という話ですか、理屈的には。

○議長 事務局。

○事務局 ここで許可を県が出して、畑でなくなった以降の土地の利用の案件については、農業委員会は権限がないのでタッチできない状況ではあるのですけれども、実際こちらのほうは、開発のご相談をした中で、宅地要件のないところと伺っております。

○議長 よろしいですか。

ほかにはございますか。

(発言者なし)

○議長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第13号、農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請についてを採決いたします。

議案第13号について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第13号は、許可相当とすることに決定いたしました。

○議長 日程第9、議案第14号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

受付番号1番から4番について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第14号、受付番号1番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書7ページ、資料は12から13ページになります。

大和市長から、令和5年5月9日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃借権を設定する土地の面積は1,644㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。貸人から農地中間管理機構へ令和5年6月1日から令和6年5月31日までの1年間、賃借権を設定し、中間管理機構から借人へ同じ期間の1年間賃借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。借人は、令和3年11月から横浜市保土ヶ谷区の有機農法で7,000㎡を経営する農家において研修を受け、研修受け入れ農家からは、独立して作物の生産が可能で、販路の確保が可能と報告を受けています。耕運機等の農機具は研修受け入れ農家から当面は借り受ける予定で、今回新規の就農となります。農業経営者1名で農業経営を行うこととなります。

令和5年4月11日に、渡邊委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号2番についてご説明します。継続の案件でございます。議案書7ページ、資料は14から15ページになります。

大和市長から、令和5年5月8日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。使用賃借権を設定する土地の面積は789㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和5年7月1日から令和6年6月30日までの1年間、使用賃借権を設定して露地野菜を栽培する計画で

す。借人は、昨年において、高齢を理由に1年更新の後は継続しない意向でありましたが、家族や多くの援農サポーターとともに営農を続けられている状況から、追加1年の延長更新を希望しました。借人は、トラクター等農機具を所有し、現在1万2,058.5㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者1名、補助者1名の計3名で農業経営を行うこととなります。

次に、受付番号3番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書7ページ、資料は16から17ページになります。

大和市長から、令和5年5月8日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃借権を設定する土地の面積は1,170㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間、賃借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。

続いて、受付番号4番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書は7ページ、資料は18から19ページになります。

大和市長から、令和5年5月8日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃借権を設定する土地の面積は2,138㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間、賃借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。

受付番号3番及び4番の借人は、トラクター等農機具を所有し、現在1万2,935㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者3名、補助者26名の計30名で農業経営を行うこととなります。

受付番号2番から4番について、令和5年5月2日に、木村委員と事務局で現地に赴き、一部の貸人かつ借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。

受付番号1番について、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 受付番号1番について、4月11日に事務局と現地へ赴き、貸人及び借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題はないと思います。

また、事務局・農政課において、借人に新規就農の要件があると判断したことを踏まえ、借人から経緯や農業に関する意欲を聞き取りました。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

次に、受付番号2番から4番について、木村委員、お願いいたします。

○木村委員 受付番号2番から4番につきまして、5月2日、事務局と現地へ参りました。一部の貸人、これは2番ですけれども、あと、3、4番の管理人とお会いし確認いたしました。現地は、この案内図でありますように十分管理がされておりまして、問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見ございますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 受付番号1番の件ですが、27歳の新規就農者と伺っているのですが、市外の子が市内の農地を利用してということで、いろいろこれから農業経営に携わっていく上で不安なところもあると思うのですけれども、現状のそういった市外の新規就農者の支援策、わかる限り教えていただきたいと思うのですが。

○議長 事務局。

○事務局 農業アカデミーをご卒業されていらっしゃる方でしたら、いろいろと県のほうからの支援も受けることができますが、今回の方は、市外の横浜にある農家で1年半ほど修業されていらっしゃるというご状況で、師匠の農家のほうも、継続して支援を続けていくというご状況の方ではあります。現状、今のご住所が市外でいらっしゃるのですけれども、来月中にはこちらの市内へ転居されるご予定で、通作が容易になる環境を整えていくという計画を伺っています。

県からの依頼も受けますし、あと、農政課のほうにご相談があった際には、もちろん皆様、農業委員会の方にもご相談させていただくことは、過去にも例が

ありましたし、お話のほうはつなぐような形で事務局も対応しております。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 新しい新規就農者なので大事に育てて支援していただきたいと思いで、情報提供した上で、販売面とか営農面で困ったことがあるようだったら、積極的に手を差し伸べてあげてほしいと思っております。

以上です。

○議長 事務局。

○事務局 農政課とも連携しまして、ご本人のお話とか、そういったことはなるべく多く吸い上げてあげられるような機会をつくっていきたくと計画しています。

○遠藤委員 わかりました。

○議長 遠藤委員、ありがとうございました。

ほかには質疑、意見ございますでしょうか。岩崎委員。

○岩崎委員 3番、4番の件ですが、こちらの法人は、市外にも何カ所かこういう形で借りて農業をされているということがあると承知していますが、そういった事業というのは、農林水産省が推進している事業の一環であると考え、やはりこういう形で市内でそういう連携したところの農地があるのだということを市民に知らせることも大事なかと。それから、そうやって農地も守られているのだという状況もあわせて知らせることも必要なのかと。そこで、ここは、こういう目的で栽培されている場所を借りて栽培されているところなのだというような表示をしていったら、市民にもわかりやすいのではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 今後の取り組みの中で生かせるように、ご意見として頂戴して、農政課にもお伝えしながら検討していきたいと思っております。

○議長 岩崎委員、よろしいでしょうか。

○岩崎委員 はい。ありがとうございます。

○議長 ほかにございませんでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第14号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について採決いたします。

受付番号1番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号1番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号2番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号2番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号3番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号3番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号4番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号4番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和5年5月大和市農業委員会第5回総会を閉会いたします。

午前10時51分 閉会